

[事案 27-69] 契約無効請求

・平成 28 年 3 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

介護保障保険について、もともと加入していた他社の契約よりも保障内容が悪くなったこと、個人年金保険について、契約時、募集人から、契約後 3 年経ったら解約しても損しないと言われたが実際は損することを理由に、各契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 8 月に契約した介護保障保険（契約①）および平成 26 年 3 月に契約した個人年金保険（契約②）について、以下の理由により、各契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①は、契約時、募集人から、もともと加入していた他社の契約と同じ内容で同じくらいの掛け金と言われて申込みをしたが、保障内容が悪くなっていた。
- (2) 契約②は、3 年くらい経ったら解約しても損しないと言われたが、損することが分かった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①は、どの点において悪くなったのか定かではない。
- (2) 契約②の設計書には、解約返戻金額と累計保険料額が記載されており、募集人は、これにしたがって解約返戻金を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、申立人に対し、各契約内容の照会を行うとともに、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①に関しては、内容がどのように悪くなったのかを特定することはできず、契約②に関しては、募集人が設計書の表示に明確に反する説明を行ったとまでは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。